

茨城県食品適正表示推進員養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品関連事業者（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者であって、県内に事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するものをいう。）が営む事業所（以下「食品関連事業所」という。）における、食品表示の適正化に係る自主的な取り組みを推進する食品適正表示推進員（以下「推進員」という。）の養成等に関し、必要な事項を定める。

(推進員の養成)

第2条 知事は、茨城県食品適正表示推進員養成講習会（以下「養成講習会」という。）の受講修了者に対し、講習会修了証書（様式第1号）を交付する。

(推進員の配置)

第3条 食品関連事業者は、各食品関連事業所に、推進員を配置するよう努めるものとする。

(養成講習会の開催等)

第4条 県は、推進員を養成するため、食品関連事業者、役員又は従業員を対象にした養成講習会を開催する。

- 2 養成講習会は、保健医療部生活衛生課が、食品表示関係法令所管課等関係機関と連携の上実施する。
- 3 養成講習会の内容等は、次のとおりとする。

対象法令	講習内容
・食品表示法 ・健康増進法 ・その他関係法令等	・食品表示の基準又は規定等に関すること ・表示演習 ・その他食品表示に関すること

(実践講習会の開催等)

第4条の2 県は、食品関連事業所において食品表示適正化の中心的役割を担う推進員の取り組みを支援するため、推進員を対象にした実践講習会を開催することができる。

- 2 実践講習会は、保健医療部生活衛生課が実施する。
- 3 実践講習会は、食品表示法等関係法令に基づく食品表示の概要及びグループワークによる表示演習を主な内容とする。

(受講申込)

第5条 食品関連事業者は、養成講習会又は実践講習会の受講を希望する場合、別に定める様式により申し込むものとする。

(推進員の役割)

第6条 推進員は、所属する食品関連事業所において、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 取り扱う食品の表示が、関係法令に基づき適正であることを確認すること。

- (2) 食品関連事業者、従業員等に対し、食品表示に関する啓発を行うこと。
- (3) 消費者に対し、食品表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- (4) 県が発信する食品表示に関する情報の習熟に努めること。
- (5) 適正な食品表示のための情報の積極的な収集に努めること。

(推進員に関する情報の公表)

第7条 県は、ホームページにおいて、養成講習会受講修了者に関する次の情報を公表する。

- (1) 養成講習会の概要
- (2) 氏名
- (3) 所属する食品関連事業所名
- (4) 事業所所在市町村名

(公表の辞退)

第8条 食品関連事業者が公表を辞退したい場合は、別記様式第2号により知事に申し出ることができる。

2 県は、前項の申し出を受理した場合、当該情報に関して公表を行わない。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別途定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。



茨城県食品適正表示推進員 養成講習会修了証書

氏 名 :

事 業 所 名 :

次の茨城県食品適正表示推進員養成講習会を修了したことを証します。

受 講 日 : 年 月 日

受 講 区 分 :

年 月 日

茨城県知事 氏 名

(食品適正表示推進員の役割)

所属する食品関連事業所において、食品表示に関する次に掲げる役割を担う

- 1 取り扱う食品の表示が、関係法令に基づき適正であることを確認すること。
- 2 食品関連事業者、従業員等に対し、食品表示に関する啓発を行うこと。
- 3 消費者に対し、食品表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- 4 県が発信する食品表示に関する情報の習熟に努めること。
- 5 適正な食品表示のための情報の積極的な収集に努めること。

様式第2号（第8条関係）

年　月　日

茨城県知事 氏名 殿

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

茨城県食品適正表示推進員養成講習会受講修了者に関する情報の公表辞退について

このことについて、茨城県食品適正表示推進員養成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表を辞退したいので申し出ます。

記

1 公表を辞退する情報

2 辞退理由